

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示（選）

- 平成八年東京都選挙管理委員会告示第百二十八号  
（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………一
  - 平成九年東京都選挙管理委員会告示第百十九号  
（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………一
  - 平成十年東京都選挙管理委員会告示第百四十九号  
（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………一
  - 平成十一年東京都選挙管理委員会告示第百五十六号  
（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………二
- 公 告
- 土地区画整理事業の換地計画の縦覧……………三
  - ……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）……………三

### 告示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百五十号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成八年東京都選挙管理委員会告示第百三十八号）の一部を次のように訂正する。

示第百三十八号）の一部を次のように訂正する。  
平成三十年八月二日  
東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「11,196,482」を「13,370,374」に、「9,447,311」を「9,511,203」に、「1,749,171」を「3,859,171」に改め、同部2支出総額の項中「1,741,079」を「4,051,079」に、「9,455,403」を「9,319,295」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「974,000」を「3,084,000」に改め、同部4支出の内訳の項中「1,648,920」を「3,958,920」に、

「選挙関係費」	770,000	を
「選挙関係費」	770,000	
寄附・交付金	2310,000	に
うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	2310,000	」

改める。

### ●東京都選挙管理委員会告示第百五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成九年東京都選挙管理委員会告示第百十九号）の一部を次のように訂正する。  
平成三十年八月二日  
東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「10,538,672」を「12,412,564」に、「9,455,403」を

「9,319,295」に、「1,083,269」を「3,093,269」に改め、同部2支出総額の項中「28,202」を「3,108,202」に、「9,810,470」を「9,304,362」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「961,000」を「2,971,000」に改め、同部4支出の内訳の項中「646,200」を「3,026,200」に、

「選挙関係費」	400,000	を
「選挙関係費」	400,000	
寄附・交付金	2380,000	に
うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	2380,000	」

改める。

### ●東京都選挙管理委員会告示第百五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成十年東京都選挙管理委員会告示第百四十九号）の一部を次のように訂正する。  
平成三十年八月二日  
東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「11,579,215」を「13,233,107」に、「9,810,470」を「9,304,362」に、「1,768,745」を「3,928,745」に改め、同部2支出総額の項中「1,212,322」を「3,552,322」に、「10,366,893」を「9,680,785」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「1,023,000」を「3,183,000」に改め、同部4支出の内訳の項中「1,196,025」を「3,536,025」に、

「選挙関係費 600,000」を  
 「選挙関係費 600,000  
 寄附・交付金 2,340,000  
 うち本部又は支部に対して供与した  
 交付金に係る支出 2,340,000」  
 に  
 改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十  
 二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に  
 ついて、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告が  
 あったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団  
 体の収支報告書の要旨（平成十一年東京都選挙管理委員会  
 告示第百五十六号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月二日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中  
 「11,503,691」を「12,897,583」に、「10,366,893」を  
 「9,680,785」に、「1,136,798」を「3,216,798」に改め、同  
 部2支出総額の項中「601,219」を「3,061,219」に、  
 「10,902,472」を「9,836,364」に改め、同部3本年収入の  
 内訳の項中「1,005,000」を「3,085,000」に改め、同部4支  
 出の内訳の項中「593,051」を「3,053,051」に、  
 「選挙関係費 24,000」を  
 「選挙関係費 24,000  
 寄附・交付金 2,460,000  
 うち本部又は支部に対して供与した  
 交付金に係る支出 2,460,000」  
 に

公 告

土地区画整理事業の換地計画の縦覧について  
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第八十  
 八条第二項の規定により、東京都市計画事業豊洲土地区画  
 整理事業の換地計画を縦覧に供するので、土地区画整理法  
 施行令（昭和三十年政令第四十七号）第五十五条の二にお  
 いて準用する同令第三条の規定により、次のとおり公告す  
 る。

平成三十年八月二日

東京都市計画事業豊洲土地区画整理事業

施行者 東京都

代表者 東京都知事 小 池 百合子

一 縦覧期間 平成三十年八月十六日（木曜日）から同月  
 二十九日（水曜日）まで

二 縦覧時間 午前九時から午後五時まで

三 縦覧場所 中央区勝どき一丁目七番三号  
 東京都第一市街地整備事務所

発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価 本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 （郵送料を含む。）

印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

